

## 尼崎市西武庫公園分区園募集要項

尼崎市西武庫公園分区園は、花と緑のまちづくりの一環として余暇時間を利用し、緑豊かで美しい花づくりを通じて自然に親しみ、生活に潤いと楽しさをもたらすために設置した「貸し花壇」です。

利用を希望される方は、本募集要項をよくお読みの上、分区園利用許可申請書（様式1）によりお申し込みください。

### 1 募集区画

分区園50区画（尼崎市武庫元町3丁目14番1号 西武庫公園内）

1区画あたり10㎡程度



### 2 申請区画数

1人につき1区画

ただし、空き区画がある場合はこの限りではありません。

### 3 使用料

1区画当たり年間6,800円

### 4 利用期間

1年間(令和8(2026)年4月1日から同9年3月31日)

ただし、令和10(2028)年3月31日まで利用を更新することができます。

## 5 申込条件

- (1) 尼崎市都市公園条例第7条第2項及び尼崎市暴力団排除条例に該当する場合は、申し込みできません。
- (2) 尼崎市内在住の方を優先募集します。

## 6 申込方法

利用許可申請書（様式1）に必要事項を記入の上、次のとおり提出してください。

### (1) 申込先

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号  
尼崎市役所 都市整備局土木部公園計画・21世紀の森担当（北館6階）  
メール：ama-kouen21mori@city.amagasaki.hyogo.jp

### (2) 提出方法

直接持参または郵送、メールでご提出ください。  
直接持参の場合、受付時間は平日の午前9時～午後5時までです。

## 7 申し込みから分区園利用までの流れ

### (1) 利用申込

直接持参または郵送、メール

### (2) 使用料の支払い

分区園利用許可書（様式2）と同時に納付書を送付します。本市が指定する期日までに使用料を全額納付してください。

### (3) 利用開始

次の注意事項を遵守し、利用してください。

## 8 利用にあたっての注意事項

- (1) 分区園では、花き類を栽培してください。野菜や果物は栽培できません。
- (2) 利用許可を受けた者が第三者に損害を及ぼした時は、利用許可を受けた者の責任において解決してください。
- (3) 分区園は、原則として分区園利用許可申請書（様式1）に記載された申込者以外は利用できません。
- (4) 施設を変形、損傷等で損害をさせたときは、利用許可を受けた者の責任において原形に復旧してください。
- (5) 栽培中の花き類の紛失、損傷等で損害を受けた場合、本市は一切その責任を負いません。
- (6) 肥料等栽培に必要な経費は、利用許可を受けた者の負担とします。
- (7) 分区園を2か月以上利用していない場合、分区園の利用許可を取り消す場合があります。
- (8) 営業を目的として分区園を利用し又は工作物を設けることは禁止します。
- (9) 分区園の利用権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、担保に供することはできません。

なお、(8)、(9)の注意事項に違反した利用があった場合、分区園の利用許可を取り消します。

#### 9 利用の廃止

利用期間中にやむを得ない理由（転居、長期療養、死亡等）で分区園の利用を廃止する場合は、廃止希望月の30日前までに「分区園廃止届（様式3）」を市に提出してください。なお、一度お支払いいただいた使用料は、いかなる理由があっても返還しません。

#### 10 原状回復

利用者は、利用期間が満了もしくは廃止届を提出する等、次期更新をしない場合は、本市が指定する期日までに分区園の原状回復を行ってください。

#### 11 その他

本要項に定めのない事項は、地方自治法、同施行令、尼崎市都市公園条例、同施行規則等の関連諸法令等に定めるところによって処理します。

#### 12 問い合わせ先

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号  
尼崎市役所 都市整備局土木部公園計画・21世紀の森担当（北館6階）  
メール：ama-kouen21mori@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上